

## 第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書

会 議 事 項

- 1 固定資産評価審査申出について
- 2 委員長任期満了に伴う委員長の選出等について
  - (1) 委員長の選出
  - (2) 委員長職務代理者の指名
  - (3) 合議体の指定等
- 3 その他

会 議 場 所

瀬戸市役所 北庁舎 4 階 庁議室

会 議 年 月 日

令和 4 年 7 月 1 9 日（火）午前 1 0 時から午前 1 0 時 4 0 分まで

会 議 要 領

別紙のとおり

上記のとおり会議を行った。

令和 4 年 7 月 1 9 日

委員長（家屋審査委員）

加藤 繁紀

委員長職務代理者（土地審査長）

伊藤 昌幸

土地審査長代理

瀧本 友子

土地審査委員

鈴木 洋子

家屋審査長

加藤 和守

家屋審査長代理

竹本 弘司

書 記

神野 哲

会議冒頭、事務局から、今年度事務局職員の異動があったことによる報告が行われた。

現委員長の任期は、就任日である令和3年7月30日から1年間であるため、今回の会議では任期中である現委員長で議事を進行した。

## 議 題

### 1 固定資産評価審査申出について

事務局から、資料1-1及び資料1-3に基づき固定資産評価審査委員会審査の流れ、並びに本日の形式審査についての説明が行われた後、今回提出があった申出書(資料1-2)について形式審査を行った。

主な内容については、次のとおり。

【事務局】 今回の申出は令和3年度に行われた評価替えにより土地の評価額が高くなったことによるもので、地方税法附則第24条の2の審査申出の特例に該当する。書類上では不足、記入漏れ等の不備は無かった。

【委員長】 基本的に申出があれば出来るだけ受理をし、審査を進めたいが如何か。

【委 員】 事務局で書類を確認されて不備は無かったとのことなので、形式審査では受理とし、実質審査に入るべきと思う。

協議の結果、申出書を受理することを決定し、実質審査を行うこととした。

事務局から、資料1-2、資料1-4及びGoogleマップの現地画像に基づき申出書の土地について概要の説明がなされた。また、今後のスケジュールについて説明がなされた。

主な内容については、次のとおり。

【委 員】 申出書に記載された申出価格 53,210,000 円の算出根拠は推定鑑定評価書 76,020,000 円×0.7 とあるが、76,020,000 円は多分固定資産評価額から持ってきたのではないか。ざっくりだが審査申出土地●、●番の固定資産評価額を平米単価にすると 37,041 円/㎡で、76,020,000 円を申出土地全部の面積 1549.22 ㎡で割ると 49,070 円/㎡となり、その比率は 25% の差。つまり  $49,070 \text{ 円} \times 0.75 = (36,803 \text{ 円で概ね}) 37,041 \text{ 円}$  になる。

【事務局】 申出書提出時に申出価格 53,210,000 円の根拠を尋ねたところ、実は感覚だと仰っており、具体的な根拠は示されていない。土地の価格は公示価格の 7 割という認識があったところから逆算して推定で 76,020,000 円とのことだった。

【委員】 本人は土地の評価が高いと申し出ているが、提出された資料を見る限りは、手前の土地が一部寄付採納されて差し込み道路の幅が広がり、奥の本人の土地も評価は上がる方向にある。

【事務局】 今後は評価庁から弁明書を提出してもらい、申出者へ送付し反論があれば反論書を提出してもらおう。次回の会議では、評価庁（税務課）に出席してもらい、弁明書の内容について説明してもらおう予定である。

申出人は口頭意見陳述について特に希望しないとのことであったが、次回会議に出席するよう求めるべきか。

【委員】 本人が希望しないなら、書面審理のみで特に必要ない。

## 2 委員長任期満了に伴う委員長の選出等について

### (1) 委員長の選出

事務局から、資料 2－1 に基づき加藤繁紀委員長の委員長任期が 7 月 29 日をもって満了となるため、これに伴う 7 月 30 日以降の委員長選出について説明を行った。議題 1 の固定資産評価審査申出が継続審査中であることから、加藤委員長の再任を提案し、委員互選により再任が決定した。

### (2) 委員長職務代理者の指名

### (3) 合議体の指定等

加藤委員長より、委員長職務代理の指名及び合議体の指定等については引き続き現行どおりとしたい旨の発言がなされ、委員全員の賛成で引き続き現行の構成とすることで決定した。7 月 30 日以降の委員長、委員長職務代理、各合議体は次のとおり。

加藤繁紀委員長

伊藤昌幸委員長職務代理

### 第1合議体【家屋】

加藤和守審査長、竹本弘司審査長代理、加藤繁紀委員（兼務）

### 第2合議体【土地】

伊藤昌幸審査長（兼務）、瀧本友子審査長代理、鈴木洋子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体の3委員が審査する場合、他方の合議体の3委員はオブザーバーとして参加することで了承された。

## 3 その他

次回の第2回固定資産評価審査委員会について、8月4日（木）午前10時から開催することを決定した。